

小値賀町議会第三回臨時会は、平成十八年十一月八日午前十一時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員 十二名

十 十 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一  
二 一  
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

近 黒 立 横 伊 岩 松 末 浦 小 土 加

藤 崎 石 山 藤 坪 永 永 辻 川 山

一 政 隆 弘 忠 義 勇 一 英 隆 重 雅  
治

輝 美 教 藏 之 光 治 朗 明 郎 佳 徳

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町助	助	収	教	総	住	建
長	役	入	育	務	民	設
	長	課	課	課	課	課
山	三	神	巖	谷	中	中
田	浦	川		川	村	村
憲	清	充	良	一	敏	敏
道	敏	清	一	也	章	章

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

町助	助	収	教	総	住	建
長	役	入	育	務	民	設
	長	課	課	課	課	課
山	三	神	巖	谷	中	中
田	浦	川		川	村	村
憲	清	充	良	一	敏	敏
道	敏	清	一	也	章	章

議会議  
会事  
務局  
書記

松松  
永永  
清一  
美誠

五、議事日程

小値賀町議会第三回臨時会

平成十八年十一月八日（水曜日）

午前十一時零分

開会

- 第一 会議録署名議員指名（伊藤忠之議員・横山弘藏議員）
- 第二 会期決定
- 第三 議案第六四号 長崎県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 第四 議案第六五号 工事請負契約の締結について（小浜団地建設工事（建築））

午前十一時零分開会

議長（近藤一輝） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成十八年小値賀町議会第三回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、八番・伊藤忠之議員、九番・横山弘藏議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本臨時会の会期は、本日より一日間にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日より一日間に決定しました。

日程第三、議案第六四号、長崎県後期高齢者医療広域連合の設立についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第六四号、長崎県後期高齢者医療広域連合設立についての提案理由をご説明いたします。

老人保健法の一部改正により、「高齢者の医療の確保に関する法律」が、平成二十年四月一日から施行されることとなり、都道府県の区域ごとに全ての市町村が加入する広域連合を設立し、当該広域連合が後期高齢者医療制度の運営を行うことと

されたため、長崎県後期高齢者医療広域連合を設立しようとするものでございます。

その協議については、地方自治法第二百九十一条の十一の規定により、議会の議決を要するため、提案するものでございます。

規約の内容についてご説明いたします。

第一条から三条までは、広域連合の名称、構成団体、区域について定めています。

第四条は、広域連合の処理する事務を一号から五号まで明記しておりますが、基本的には今の老人医療と同じでございます。全て広域でやるかという点、別表第一にあるとおり、住民の窓口の受付業務については、資格管理、医療給付の申請受付、保険料の賦課に関する事務など市町においてやることとなります。

窓口業務のほかにも滞納状況や所得状況等の事務遂行に必要な個人情報、市町から広域連合事務局に提供することがあります。

第五条は、広域連合設立後速やかに策定しなければならない広域計画について、記載すべきことを定めています。

第七条から十条までは、広域連合の議会について、組織、議員の選挙方法・定数・任期・議長・副議長等の選出について定めています。

第十一条から十四条までは、広域連合の執行機関について、組織・職員・広域連合長の選任の方法、任期などを定めています。

第十五条は、選挙管理委員会について、第十六条は、監査委員についてそれぞれ定めています。

第十七条は、広域連合の経費の支弁の方法、各市町の負担金などを、別表第二のとおり定めています。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（近藤一輝）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

**六番（松永勇治）** 本規約案の十七条関係でございますけれども、「広域連合の経費は、次に掲げる収入をもつて充てる。」

と。一号で、「市町の負担金」ということでありますけれども、二十三市町の中ですね、小値賀町の共通経費の全体に対する按分の比率はどのくらいなのか。

そして、その負担金がどのくらいになるのか。そうした場合、小値賀町の均等割を入れての比率ですね。それと、均等割を除く比率でどのくらいになるのかお尋ねいたします。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えします。

共通経費につきましては、別表第二とおり、均等割が一〇%、高齢者人口割が五〇%、人口割が四〇%となっております。平成二十年度からの予算でいきますと、おおよそ三百二十万円が共通経費として小値賀町が負担する金額でございます。その金額が全体に占める割合は、約〇・七%でございますが、老人の人口割が〇・四%でございます。均等割が一〇%あるために若干老人の人口割よりも多いということになります。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） そうすると、三百三十万のうちの、均等割の額はどのくらいかお尋ねします。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（中川一也） 共通経費がトータルで四億五千三百三十七万ございますので、その一〇%を二十三市町で割りますと、約百九十七万になります。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

横山議員

九番（横山弘藏） 小値賀町の高齢者人口割五〇%の、小値賀町の人口における七十五歳以上の高齢者の方と、六十五歳以上七十五歳未満の障害のある状態の人ですね、その割合はどのくらいかお知らせを願います。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（中川一也） 七十五歳以上の老人は、八百六十名程度でございます。

障害をもっている方につきましては、現在手元に資料がございませんので、しばらく時間をいただきたいと思えます。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） そうすると、今現在やっている事務が共通経費の中に入った分については不要になるわけですけれども、

四条関係ですけど、別表第一に掲げる市町で行う事務がここに挙げてありますけれども、こうした場合に、今まで担当者がやっていた事務が持つていかれる分については、どのくらいの割合になるのかお尋ねをいたします。

そして、そうした場合に、おそらく一・五人になるのか、〇・八人になるのか知りませんが、そうなった場合には、先々二十年以降、この事務を完全に移行された場合に、それに充てられた職員についてはどういうふうな考えをもっておられるかお尋ねをいたします。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（中川一也） 従来、老人医療と保健事業で兼務で一名張り付いておりますが、ほぼ七割程度が老人医療で、三割程度が保健事業の方をやっていたかと思っております。

今回、一部事務が残りますので、その七割の分につきまして半分以下になるかなというふうには思っております。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 一名の半分つちゆうことですか？それとも〇・七の半分つちゆうことですか？

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（中川一也） 〇・七の半分でございます。

事務を実際にやってみた上で正確なところは出るかと思いますが、その辺りにつきましては、今後もう少し研究したいと思えます。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） ですから、〇・七の半分つちゆうことなら、〇・三五人でいいということですね。

そうした場合に、今まで一人でやったのが、〇・三五人分が不要になるわけですが、事務的にですね…。

そうした場合に、将来、担当者は他の仕事も出来るわけですから、職員をそのまま置いとくのか。先々はこれを頭に置いて、一名はどうにかなるんじゃないかと。全体的に考えた場合に…。

そういうことについては如何でしょうか？

議長（近藤一輝） 町長

町長（山田憲道） お答えいたします。

十九年度が準備期間。そして二十年度に一応やるということをごさいますので、この件につきましてはですね、今後検討をさせていただきたいと思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 八条と九条のところでお伺いをしたいと思います。

八条においては、「広域連合議員の選挙に当たっては、各市町の議会において、当該議会の議員のうちから選挙する。」ということ、二項に、「長崎市・佐世保市・諫早市・それ以外」というところが出ております。

で、この広域連合議員の任期について、九条でございますけれども、「当該市町の議会の議員としての任期による。」ということに規定をしております。

とういうことになる、普通に選挙が行われる統一地方選挙だということになると、四月でありますけれども、任期で前の議員さんの任期は切れるんですが、新しく選ばれた議員さんは初議会まで実は議会が無いということで、選出できないんですが、この間はどうかなるんでしょうね。その規程は別に要らないんでしょうか？

その辺はどう考えているのかなあと、どのように理解したらいいのかなあいうことで、説明をいただきたいというふうに思います。

更に、それぞれ議会から選ばれた議員が集まって、連合会の議長を決めるわけですが、その選挙は「いつ」というふうに規定をしなくてもいいんでしょうか？

その辺のところはどう考えているのか伺います。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（中川一也） 今のご質問の件は検討委員会の中でもまだ正確に決まっておりますんで、細かいところについてはまた『細則』で決めるというふうに聞いております。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） その細則の部分を決めるのは、どういう機関が決めるんでしょうか？

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（中川一也） 決める機関ですけれども、この広域連合の組織には今、準備委員会というのがございまして、その



中に『役員会』と『検討委員会』と二つの組織がございます。

そこで検討して、最終的には決定するということになります。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） この議案に関連をしてお伺いをします。

今度の後期高齢者の特別会計というものを小値賀町においても設置しなければならぬということになると思いますが、その場合、ただ今ある老人保健事業特別会計というのが本町にあります。

で、それとの兼ね合いで、片っ方が消えて片っ方が出来上がるということになるのかなと思っておりますが、その辺のところの切り替わりというのが、どのようなことを想定されているのかということ、今、はっきり決まっておればお伺いをしたいと思います。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えします。

医療費の精算等の関係で二十年度に二ヶ月ほど老人医療がそのまま予算として残る関係で、二十年度は間違いなく老人保健事業特別会計も残るといって格好になります。

二十一年度以降が、二十一年度まで残るかどうかがちよつと微妙なところでございますが、過誤納等が生じる可能性があるということ、もしかすると二十一年度まで残る可能性があります、その辺りはまだ正確ではございません。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 確かめておきます。

後期高齢者の特別会計というのが小値賀町に設置されるのは平成二十年からということ、これは確実だと思います。

で、従来ある老人保健事業特別会計というのがダブルと、つまりそれが無くなるのは二十年か二十一年、そうすると一年か二年ぐらいはダブル可能性があるというふうに理解していいんですね。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えします。

議員のおっしゃるとおりでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。  
しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	二十一分	—
—	再開	午前	十一時	二十一分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

住民課長

住民課長（中川一也） お答えします。

先ほど、答弁を遅らせていた件でございますが、老人医療に関わる七十五歳未満の障害者でございますが、三十五名の方がいらつしやいます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 今度導入される後期高齢者医療については、七十五歳以上の方が年金より引かれるという状況になりますと、今、年金をもらってぎりぎりの生活をしている方々にとっては大変な状況だというふうに驚かれる方もおられるというふうに思います。

そこで、救済措置と言いますか、どうしても生活が難しいというような状況の方には何か救済措置というものが無いのかどうかということ。

それから、今まで従来は、戸主の方が医療費の負担ということで七十五歳以上の方の分も納めていたところですが、これが七十五歳以上は自分の年金からしなさいという話になると、七十五歳以上は確実に自分の年金から入ってくるお金が減ると。それまでは実は自分の分も出してたんですけども、戸主の方が出してたと…。

じゃあ、戸主の方からその分、年寄りに渡したらどうかということも考えられるんですが、恐らく実際はそんなことしないうということになりますと、高齢者の方はちよつと大変です。たくさん年金をもらっている方は大丈夫でしょうが、ぎりぎりで生活している人は大変でございますから、そういう点ではかなり積極的にですね、町としても救済の形や、相談にのつたりという形をですね、大いにしていけないかと、お年よりはぎりぎりまで我慢に我慢をされる方が多いと思うんですね。

その時に大変な状況が起きないように、思いつめないようにですね、そういう措置を講じる必要があると思うんですが、その辺のところはどのようにお考えか、考え方を伺っておきたいと思えます。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

この後期高齢者医療の広域連合の話は町村会で最初聞いた時には、失礼ですが、小値賀と波佐見が一番安いと。一番高いのが二倍ぐらいの金額で均等にやられたら大変だということで、大分反対はしたんですが、法律が出来てどうしようもないということ、連合を脱退とか何とかということはずいぶん出来ないと。そういうことで、十九年度になって、ある程度そういう分野も出てくると思っております。

そういうことで、この分野につきましては、いろいろと今後検討をしながら、そして各町ともよく話し合いながら、今後検討しなければならぬものと思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六四号、長崎県後期高齢者医療広域連合の設立についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六四号、長崎県後期高齢者医療広域連合の設立については、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第六五号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

建設課長

**建設課長（中村敏章）** 議案第六五号について提案理由のご説明をいたします。

今回の公営住宅の建設地は、平成十六年度から購入しております小浜団地北側の隣地へ建設を予定しております。

十一月二日に入札を行い、九州建設株式会社が落札し、入札書記載金額一億三千七百七十万円に消費税を加算した金額一億四千四百五十八万五千円で契約を締結したいと思っております。

地方自治法第九十六条第一項第五号の規定及び小値賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、本案をご提案申し上げます。

それでは、工事の概要をご説明いたします。

建設予定地は、今年度から平成二十年度にかけて三十九戸の公営住宅の建設を計画しております小浜団地の北側で、敷地面積約二千九百平方メートルに、一般世帯向けを二棟六戸、小世帯向けを二棟十戸、計十六戸を建設いたします。

床面積は、一般世帯は、三LDKで六十六平方メートル、小世帯では、二DKで五十平方メートルとなっております。小世帯向けA棟の建築面積は二百五十一平方メートル、一般世帯向けB棟の建築面積は二百平方メートルとなっております。団地内には駐車スペースを設け、植栽等も計画しております。

構造は木造平屋建、小世帯用住宅はバリアフリーとし、高齢者対応となっております。また、各棟共、建築性能評価を受けております、天然無垢材を各所に使用した木の香りがする住宅で、耐久性の確保できる公営住宅となっております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（近藤一輝）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

横山議員

**九番（横山弘藏）** 町長もご存知のとおりですね、小値賀町は今大変な不況の状況にあります。

それで、今度これを請け負ったのが町外の会社でありますけども、小値賀の建設業者とか大工さんとかですね、小値賀に

それなりの経済効果があるのかどうかです、その辺は考えてこういう入札を行ったのかどうかお答えを願います。

―	休憩	午前	十一時	三十分	―
―	再開	午前	十一時	三十分	―

議長（近藤一輝） 再開します。

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

経済効果についてでございますが、地元の職人さんを雇用していただけるようにお願いしたいと考えております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六五号、工事請負契約の締結についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六五号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

これで、平成十八年小値賀町議会第三回臨時会を閉会します。

― 午前 十一時三十二分 閉会 ―